

【医薬品名】臭化水素酸エトトリプタン

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

[副作用]の「重大な副作用」の項のてんかん様発作に関する記載を

「てんかん様発作：てんかん様発作をおこすことがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には、投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

と改める。

参考 企業報告